



市ホームページ

子供のための制度

子供のための制度については、市ホームページにも掲載しています。

子育て給付課(TEL6384・1470 FAX6368・7349) ひとり親家庭支援担当(TEL6384・1471 FAX6368・7349)
保育幼稚園室 入園、経理、整備グループ(TEL6384・1592 FAX6384・2105)、総務グループ(TEL6384・1541 FAX6384・2105)
のびのび子育てプラザ(TEL6816・8585 FAX6816・8588) 家庭児童相談室(TEL6384・1472 FAX6384・1175)
地域支援センター(TEL6339・6103 FAX6387・5734) 子育て政策室(TEL6170・7224 FAX6368・7349)
母子保健課(出口町TEL6339・1214 FAX6339・7075)

子育て費用の助成

■児童手当

中学3年生までの児童を育てている保護者に10月、2月、6月にそれぞれの前月分までを支給します。所得制限あり。園子育て給付課。

■子ども医療費助成

18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの入・通院で受けた保険診療の一部を助成します。園子育て給付課。

■児童扶養手当

ひとり親家庭などが対象。児童の父か母に障がいがある場合や、行方不明などの理由でも受給できる場合があります。18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで。所得制限あり。園子育て給付課。

■ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の児童と保護者が入・通院で受けた保険診療の一部を助成します。18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで。所得制限あり。園子育て給付課。

■遺児手当・交通遺児手当

両親を失ったか、交通事故で一方の親を失った児童を育てている人が対象。親に重い障がいがあるなどの理由でも受給できる場合があります。児童1人につき月8100円を中学3年生まで支給。所得制限あり。園子育て給付課。

子供の一時預かり

■緊急保育

保護者の入院など突発的な理由で保育ができなくなったとき、就学前の乳幼児を、期間を区切って保育所などで預かります。年齢や所得により保護者負担あり。園保育幼稚園室入園グループ。

■一時預かり

いずれも保護者負担あり。保育所など 保護者の断続的・短時間の就労や傷病などで一時的に保育が必要なとき。実施施設など詳しくは市ホームページへ。園各実施施設へ。園保育幼稚園室総務グループ。

■のびのび子育てプラザ

保護者の傷病のほか看護・介護やリフレッシュなどの理由で一時的に保育が必要なとき。園同プラザ。園同プラザ一時預かり専用ダイヤル(TEL6816・8580)へ。

■休日保育

豊一児童センター 保護者のリフレッシュ・通院などの理由で一時的に保育が必要なとき。園同センターすくすくルーム。園月々金曜日午前11時～午後0時30分と同ルーム専用ダイヤル(TEL6338・0117)へ。

日曜日、祝・休日などに、保護

者が仕事などのやむをえない理由で保育ができないときに預かります。事前登録制、保護者負担あり。園こども発達支援センター。園保育幼稚園室総務グループへ。

■病児・病後児保育

就学前の乳幼児などが病気のとときに、保護者が仕事などの理由で家庭で保育ができない場合に預かります。保護者負担あり。実施施設など詳しくは市ホームページへ。園各実施施設へ。園保育幼稚園室総務グループ。

■宿泊・夜間の保育

いずれも所得により保護者負担あり。園児童養護施設など。園家庭児童相談室。園シヨートステイ 保護者の病気や出産、仕事などで一時的に家庭で保育ができなくなったとき。原則7日以内。

■ファミリー・サポート・センター

おおむね生後3か月～小学生の子供がいる人(依頼会員)と、子供を自宅で預かることができる20歳以上の人(援助会員)が会員登録し、地域で援助する組織です。入会には講習会の受講が必要。援助を受けた依頼会員は、会費で定められた報酬を援助会員に支払いま

育児相談・その他

■子育て支援コンシェルジュ

専任の相談員が、地域の園子育て情報の提供や子育て相談を電話や対面、メールで行います。園同コンシェルジュ専用ダイヤル(TEL6875・0665)。

■特定型

教育・保育施設の利用に際し、個別ニーズに応じた情報提供や利用のサポートなどを行います。園保育幼稚園室入園グループ。

■子ども見守り家庭訪問

民生・児童委員、主任児童委員などが生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する相談や情報提供を行います。園家庭児童相談室。

■育児支援家庭訪問

子育てに関する相談や情報提供を行います。ボランティアの育児支援家庭訪問員が訪問します。



00円を中学3年生まで支給。所得制限あり。園子育て給付課。

■保育料の無償化

主に3～5歳の幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子供が対象。利用施設の種別や保育の必要性の有無などにより、内容や手続きが異なります。事前に認定申請が必要。預かり保育や認可外保育施設などの無償化は3か月ごとに請求が必要。詳しくは市ホームページへ。園保育幼稚園室入園グループか経理グループ。

■出産・子育て応援事業

妊娠届出後と、出産届出後4か月ごろまでに、助産師などが妊産婦に面談で子育て相談や情報提供を行います。面談終了後、妊婦へ出産応援ギフト(現金5万円)を、出生した児童を養育する人へ子育て応援ギフト(現金5万円)を支給します。詳しくは市ホームページへ。園母子保健課。

■妊産婦サポートクーポン事業

家事代行や助産師ケアに使用できる2万円分の電子クーポン引換券を交付。届かない人は母子保健課へ。園市内在住の妊産婦。園同課。



子育てに不安や孤立感を抱えるなど、支援が必要な家庭。園家庭児童相談室。

■子育て世帯家事・育児支援事業

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラーなどがある家庭を支援員が訪問し、家事や育児の支援を行います。所得により利用者負担あり。園家庭児童相談室。

■こども発達支援センターの相談

発達支援が必要な児童について、専門的な視点から相談に応じます。園地域支援センター。

■ひとり親家庭の自立支援・相談

給付金はいずれも所得制限あり。園子育て給付課ひとり親家庭支援担当。

■自立支援教育訓練給付金

指定の講座を受講した場合、受講料の一部を支給。受講前に申請が必要。

■高等職業訓練促進給付金

看護師などの資格を取得するために養成機関で勉強する場合、月額10万円(課税世帯は月額7万5000円)を支給。事前に面談が必要。

■高等学校卒業程度認定試験合格支給給付金

同試験のための受講費用の一部を支給。受講前に申請が必要。

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

子供の修学や親の技能習得のために必要。